

IEEJ NEWSLETTER

No.142

2015.7.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

<エネルギー市場・政策動向>

1. エネルギー・ミックスを巡る議論について
2. 原子力発電を巡る動向
3. 最近の LNG・石油市場動向
4. 地球温暖化対策の具体化に向けた論点
5. バイオマスへの期待と課題

<地域ウォッチング>

6. 米国ウォッチング：TPP 問題等で党内分裂が目立つ民主・共和党
7. EUウォッチング：エネルギー安全保障強化を目指す G7
8. 中国ウォッチング：強化されつつある温暖化防止対策
9. 中東ウォッチング：成果が上がらない対 ISIS/ISIL 軍事攻撃
10. ロシアウォッチング：ウクライナ危機の混迷と EU の対ロ制裁延長

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. エネルギー・ミックスを巡る議論について

長期エネルギー需給見通し小委員会の第 10 回会合が、6 月 1 日に開催された。議題は、「長期エネルギー需給見通し(案)」の取りまとめであった。

2. 原子力発電を巡る動向

経営悪化に苦しむフランス原子力企業 Areva の原子炉部門と EDF との統合及び同国政府の資本注入が発表された。今後の Areva の国際事業展開が注目される。

3. 最近の LNG・石油市場動向

世界ガス会議では、欧州の需要低迷を反映し、天然ガスの将来に関する危機感が議論の俎上に上った。東京では LNG 産消会議に向け、国際 LNG 共同研究会の本年第一回会合が開催された。

4. 地球温暖化対策の具体化に向けた論点

国連事務局に提出される約束草案の内容が決定したことを受け、GHG 削減目標計画の策定に向けた、環境／エネルギー政策の具体的な措置の検討に国内議論は移行している。

5. バイオマスへの期待と課題

低炭素な安定電源としてバイオマス発電への期待が高まるが、バイオマス燃料輸入を削減するため、国内バイオマス燃料の安定供給とコスト削減を目指した取組みの強化が求められる。

6. 米国ウォッチング：TPP 問題等で党内分裂が目立つ民主・共和党

TPP 問題を巡る議論が注目を集めているが、議会内での意見対立は、民主党対共和党という単純な図式でなく、それぞれの党内で分裂した意見がぶつかる複雑な構図となっている。

7. EUウォッチング：エネルギー安全保障強化を目指す G7

ドイツのエルマウで開催された G7 首脳会合では、気候変動、エネルギー分野について踏み込んだ議論が行われた。2016 年 G7 議長国となる日本の積極的な取組みが期待される。

8. 中国ウォッチング：強化されつつある温暖化防止対策

政府は CO₂ 排出量を 2030 年頃の出来る限り早い時期にピークアウトさせる約束草案を近く国連に提出する。排出量の早期ピークアウト実現等に向けた取組みも強化されつつある。

9. 中東ウォッチング：成果が上がらない対 ISIS/ISIL 軍事攻撃

ISIS/ISIL に対する軍事攻撃は一進一退。トルコ与党 AKP は単独支配を失った。イラン核交渉は交渉期限が延長される見通し。サウジ国防相の外交行脚はロシアに及んだ。

10. ロシアウォッチング：ウクライナ危機の混迷と EU の対ロ制裁延長

ロシアと欧州の双方において対ロ制裁措置の経済的損失が顕在化する中、EU は同措置の延長を決定した。G7 で議論となった「ロシアとの対話継続」は、日本の外交手腕を試すこととなる。

1. エネルギー・ミックスを巡る議論について

長期エネルギー需給見通し小委員会の第 10 回会合が、6 月 1 日に開催された。議題は、「長期エネルギー需給見通し(案)」の取りまとめであった。

同議題は、第 9 回会合に引き続くものであり、依然賛否両論があった。しかし、大きな修正・変更につながるような議論ではなかった。複数の委員が言及した「S (安全性)」の位置付けを表記上どうするかに関する、「S+3E」か「3E+S」かという問題については、結局は略さず「安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合」とされた。翌 6 月 2 日には早々に国民からの意見募集の開始となった¹。一方で、安倍首相は、6 月 7~8 日の G7 エルマウ・サミットにおいて、エネルギー起源の二酸化炭素(CO₂)を含む温室効果ガスの排出削減目標を 2030 年において 2013 年比 26%減とすることを表明した²。その意味で、事実上大枠は既に固まっていると言ってよく、最終的に確定される見通しにおいて、数値目標などの根本的な内容には変更はないものと推察される。

振り返ると、今回の長期エネルギー需給見通しが示す将来像は、これまでに出示されたどれよりも、完全には共存しがたい各種命題達成のバランス確保に腐心したものと見えよう。これまでは、CO₂削減目標への道筋をどう描くかに重点が置かれすぎていた趣が濃厚であったが、今回は他の分野への配慮も明示的に示されている。

ただし、それが故に、この将来像を達成するには、実に多くの課題があると言っても良い。すなわち、極めて野心的な省エネルギー、電源構成、経済成長の想定・見通しなどの要素は、どれをとっても実現は容易ではないと評してもよい。見込んでいるほど電力需要の抑制や非火力発電の伸張がなかった場合—その可能性は決して小さくはない—どの火力発電が不足を埋めるのか? 「あるべき姿」として示した目標の達成が思い描いた通りにすんなりとはいかない可能性がある。

たとえば、「長期エネルギー需給見通し(案)」では、「石炭火力を始め非効率な火力発電の導入を抑制することが可能な仕組みを導入するとともに、電気事業者による自主的な枠組みの早期構築を促す等低炭素化に向けた取組等を推進する」とある。6 月 12 日には、環境相が、特定の石炭火力発電所の計画について現時点で是認し難いと表明した。しかし、足下では、石炭火力の新設計画が目白押しという状況である。早速、目標と現実の動きに乖離がある例として注目されているが、こうした諸問題に適切に対応できるかどうか、目標の達成のカギを握っている。

(計量分析ユニット 需給分析・予測グループマネージャー 柳澤 明)

¹ 7 月 1 日まで。 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620215004&Mode=0>

² なお、サミット的首脳宣言には、「世界全体の温室効果ガス排出削減目標に向けた共通のビジョンとして、2050 年までに 2010 年比で最新の IPCC 提案の 40%から 70%削減の幅のうち、上方の削減とすることを UNFCCC の全締約国と共有することを支持する」との文章が織り込まれた。

2. 原子力発電を巡る動向

6 月 16 日、中部電力は浜岡原子力発電所 3 号機の適合性審査を原子力規制委員会 (NRA) に申請し、これで現在 NRA にて再稼働に必要な審査を実施中の既設プランは 24 基となった。最初に適合性を承認された川内 1/2 号機では NRA による施設の使用前検査が続いており、この完了時期については九州電力・NRA とも現時点で確定的なコメントを出していない。当初より完了時期が遅延し、再稼働の時期がずれ込むとの報道もあるが、可能な限り早い再稼働の実現が期待される。

原子力産業の国際情勢を見るとでは、欧州を中心に各国の政策や各社の戦略が絡む複雑な交渉が目を引いている。6 月 3 日、フランス大統領府は原子力企業 Areva の原子炉事業をフランス電力 (EDF) が取得することを承認した。この統合によりフランス政府は、原子力輸出及び国内原子力発電所の更新を戦略的に進める意向と見受けられる。同時に、必要に応じて財務問題の悪化に苦しむ Areva への新たな資本注入にも応じる考えを政府が表明したとも伝えられた。Areva の原子炉事業は、フィンランドの新設案件の遅延により数年前から赤字転落している。さらに、同社の英国での新設案件 Hinkley Point C プロジェクトへの英国政府の公的補助を EC が承認したことを不服とするオーストリア政府が EC を提訴する動きがある等、今後も課題山積である。Areva 原子炉事業部門の最大債権者となった EDF が同社の新興国への展開にどのような戦略を打ち出すのか、日本企業も関わるトルコやベトナム等での新規案件にどのような影響があるのか、今後の展開が注目される。

新興国への新規原子力発電導入の課題として必ず指摘されるのが「資金調達と投資回収性である。6 月 15 日、パリで開催された「国際原子力エネルギー協力フレームワーク (International Framework for Nuclear Energy Cooperation, IFNEC)」の「インフラ開発 WG」では、新興国が原子力新規導入を行う際、先進国の政府機関や企業からどのような形の支援や協力が望ましいか等について活発な議論が行われた。ロシアやフランス等の原子力技術先進国からは前向きな協力の意向が示される一方、新規導入国への技術導入に伴う課題として規制基準をどう国際標準に近づけていくか、ファイナンスの与信の枠組みはどうあるべきか、使用済燃料の管理等の課題も挙げられた。今後も引き続き、資金と技術水準の確保に関わる問題は、国際的に取り組むべき課題として重要であり続けよう。

中国では 6 月 11 日及び 6 月 16 日、陽江 2 号・寧徳 3 号がそれぞれ運転開始し、運転中の原子力発電所は 25 基となった。それに先立ち中国原子力企業 CGN は 6 月 2 日、Asean Center for Energy (ACE) との間で ASEAN 諸国への原子力技術導入に協力することで合意している。今や世界第 5 位の原子力保有国となった中国抜きに原子力産業の国際展開と国際協力を語れなくなった現在、日本は新興国にどのような協力が可能なのか、その本気度と誠意が問われていくことになる。

3. 最近の LNG ・ 石油市場動向

6 月 1 日から 5 日にかけて、パリで世界ガス会議が開催された。主催者側発表によれば、90 の国々から約 3,700 名の人々が会議に、6,000 名以上の人々が展示会に参加した。本会議では、本年末に同じくパリで開催される予定の COP 21 会議を意識し、特に欧州を中心として、石炭・再生可能エネルギーとの競合の中で、天然ガスの市場シェアが圧迫されている危機意識が色濃く出た議論が目をつけた。引き続きアジア・中東地域等での天然ガス需要の堅調な拡大、輸送分野・小規模 LNG 利用等の新規利用への大きな期待も表明される一方で、持続可能な社会実現のため、公平な競争環境下で天然ガスのポテンシャルを全面的に活用するための政策の必要性、天然ガスのメリットを社会に認知してもらうための業界自身によるコミュニケーション努力の重要性が強調された。

一方、東京では、6 月 1 日に国際 LNG 共同研究会が弊所で開催された。本研究会は、LNG 輸出入国の研究機関が LNG 市場の課題に関する議論を行ない健全な市場の発展に寄与することを目的に、2013 年 9 月の第二回 LNG 産消会議において弊所が立ち上げを発表したものである。一年目の研究会成果は昨年第三回 LNG 産消会議で発表され、今年は二年目にあたる。今回の研究会では、低油価環境の下での長期的な天然ガス開発投資確保、あるべき LNG 価格決定方式、LNG 契約の柔軟性向上の必要性といった点が議論された。7 月 22 日の第二回研究会を経て、9 月 16 日の第四回 LNG 産消会議において、研究会としての政策提言が発表される予定である。

5 月時点での日本の LNG 輸入価格は \$9/MMBtu と、年初の低油価が反映されたことにより前月比で \$1/MMBtu 強下落した。また、同月着のスポット価格は \$7-8/MMBtu 程度であったと思われる。一方、昨年の夏場以降、大きな変動を見せてきた国際原油価格については、5 月以降は 6 月下旬時点で Brent 原油価格では \$60/bbl 台で一進一退の推移を見せている。米国のシェール増産の勢いが落ち着く中、年の後半にかけて需給は徐々に引き締まる方向にあるが、米国の利上げに伴うドル高は原油価格の下落を誘引する可能性が高いなど、様々な要素が影響を及ぼすことになる。原油価格はまだ「均衡水準」を模索している過程にあると言って良いだろう。

4. 地球温暖化対策の具体化に向けた論点

日本の 2020 年以降における地球温暖化対策が記された約束草案は、6 月 2 日に開催された地球温暖化対策本部会議で内容が決定され、安倍総理による G7 サミットでの説明を経て、間もなく UNFCCC 事務局に提出される。年末にパリで開催される COP21 では、どういった新たな枠組みが合意されるのか定かではないものの、国内では策定された 2030 年度の目標達成に向けた計画の具体化に向けた検討段階に移行しつつある。

長期エネルギー需給見通しで示されたエネルギーの需給構造に基づいた野心的な GHG 削減目標を国内外に示したことで、その実現に向けた取り組みのあり方に注目が集まっている。例えば、エネルギー・ミックスで拡大が見込まれる再生可能エネルギーに関しては、量的な目標達成を目指しつつ、FIT 制度を通じた費用負担増大の緩和に向けてどういった修正が行われるのか、また、高い省エネルギー目標達成に向けた具体的な政策強化は何かといった点が挙げられる。更には、電力・ガスシステム改革の進行に伴って石炭火力発電所の新設計画が進められていることに対して、何らかの調整措置を講じるのかなど、国内経済への影響や他の政策目標との整合性を踏まえた複雑な連立方程式を解く必要がある。

そうした中で、第 14 回の総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会が 6 月 15 日に開催された。そこでは、今後の施策の方向性が示された「委員会取り纏めの骨子」に関する議論が行われると共に、火力発電にかかわる判断基準ワーキンググループの設置について説明が行われた。特に後者は、①石炭火力発電について、2030 年に全国平均で、超々臨界圧発電 (USC) 相当の発電効率の実現を目指すとともに、②効率の悪い小規模石炭火力発電の抑制を図る観点から、省エネ法の規制強化により火力発電の高効率化を促進することを目的として設置されるものである。すなわち、エネルギー・ミックスの実現と CO₂対策の整合性を火力発電に対する省エネ法の規定強化を通じて目指すと共に、電力市場への新規参入を意図する事業者による小規模石炭火力建設計画に対する規制的措置のあり方も検討されることになる。電力・ガスシステム改革が進む中での市場への影響という観点からも、ワーキンググループでの具体的な検討内容が注目される。

本会合に向けて弊所の豊田理事長は、①エネルギー・ミックスと CO₂削減目標実現に向けた部門別の省エネルギー対策の政策的支援、②ZEH・ZEB の導入促進に向けた定義の形成と支援策、そして③IT を活用した省エネルギーの推進に向けた制度整備の必要性など、今後の具体的な省エネルギー政策の検討における必要な措置について問題提起を行った。

(化石エネルギー・電力ユニット

電力・スマートコミュニティーサブユニット担任・研究理事 工藤 拓毅)

5. バイオマスへの期待と課題

6月に政府案としてまとまったわが国の「長期エネルギー需給見通し(案)」では、2030年の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合が22%~24%に設定された。その内、バイオマスの導入見込み量は602万kW~728万kWで、電源構成の3.7%~4.6%を占めており、発電量ベースでは水力(大規模を含む)と太陽光に次ぐ大きさだ。現状250万kWの導入量を3倍近くにまで増やす。

さて、そのバイオマス資源の内訳をみると、2030年時点で274万kW~400万kWの導入が期待されている一般木質・農産物残さの比率が突出して高い。現状からの導入増加幅でみると、バイオマス全体の増加見込み約400万kWの内、330万kW(導入見込み幅の中間値ベース)、つまり8割をこの一般木材・農作物残さでまかなうとしている。

一般にバイオマス資源は薄く、広く賦存している上、既存の用途が確立しているため、安定的で効率的な燃料確保に課題が多いとされる。一般木材・農作物残さ以外のバイオマス資源(メタン発酵ガス、未利用間伐材ほか)による発電が「見通し(案)」の上で少量にとどまっているのはそのためだ。その点は、製材端剤、もみ殻、稲わら等を対象とする一般木材・農産物残さについても、同様の制約を受ける。国内の製材端材は既に製紙用原料や熱利用に利用されており、もみ殻や稲わらは熱量が小さい。

そうなると、一般木材・農作物残さによる発電設備を大幅に増やすためには、燃料を輸入品に頼ることになる可能性が高い。実際、国内資源に対して割安であり、現在設備認定を受けている発電設備のほとんどは木質ペレット、木質チップ、パーム椰子殻等の輸入を前提としている。

しかし、震災後エネルギー自給率を6%台にまで低下させた日本にとって、再エネの拡大は、エネルギー自給率向上に資するものである。低炭素資源であるバイオマスの導入拡大のために、過渡的な輸入依存は選択肢の一つだが、これを極力減らしていくことは日本のエネルギー政策の基本的方向であると考えられる。

折しも、6月には九州の間伐材を用いた日本製紙のバイオマス発電所の竣工や、王子グループによる青森の木材を原料とした木質チップ工場の建設など、国内バイオマス活用の促進に向けた動きが見られる。また、日本企業がフィリピン企業との共同開発によって現地で木質ペレットを製造し日本向けに輸出する事業も計画されている。

エネルギー自給率向上に貢献する国内バイオマス資源の開発に期待がかかる。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット

新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

6. 米国ウォッチング : TPP 問題等で党内分裂が目立つ民主・共和党

このひと月でメディアで大きな話題となったのは、連邦議会での貿易促進権限 (Trade Promotion Authority : TPA) 法案審議の行方であろう。1990 年代までファスト・トラック (早期一括採決方式) と呼ばれていた同権限は、議会への事前通告や交渉範囲の限定等を条件として、政権が外国政府と合意した通商合意について議会は個別内容の修正を求めず一括承認または不承認の採決のみを行う、という内容を持つ。TPP 及び米-EU 貿易投資協定の締結を目指す大統領に対し、自由貿易を支持する共和党が TPA 付与に積極的である一方、民主党は労働組合を支持基盤とするため TPA 付与に否定的である。民主党議員が輸入増により失職する労働者の支援等の貿易調整支援 (Trade Adjustment Assistance : TAA) を要求するも、議会下院は一旦は TPA 法案のみを可決して TAA 法案を否決 (その後再可決)、上院では一部民主党議員の支持により TPA 法案可決の運びとなった。

自由貿易を巡る大統領と議会民主党の分裂を、下院院内総務を務めた共和党のエリック・カンター氏はまるで「南北戦争並み」の党内分裂と論評した。NAFTA 締結後の 1993 年に就任したクリントン元大統領は民主党内の中道派に属し、自由貿易が経済成長に寄与すると考えた。しかし現在の民主党ではリベラル派が主流で、かつその勢力は年々増している。実はオバマ大統領も上院議員時代にはリベラル派に属した。現在 TPP を推進する大統領に対し、民主党議員は「市民感覚を失った」と批判している。

党内分裂という意味では、共和党も一枚岩ではない。2016 年の大統領選候補の一翼を成すマルコ・ルビオ上院議員をはじめ、一部の保守的共和党議員は、TPA が大統領府に過剰な権限を与える点や、TPP 交渉の秘密主義の側面、TPP が実施されれば米国が移民制限の緩和を迫られ労働者が職を失う懸念、さらには輸出支援の名目で公的金融機関の拡大など大きな政府を助長するといった理由から、反対を表明している。前出のカンター氏自身も党内強硬派にポストを追われた経緯があり、他人事ではない。

さて、7 月末に期限を迎える高速道路法案でも、民主・共和両党の対立軸は複雑である。連邦政府が管理する道路の維持費が連邦ガソリン税では賄えず、老朽インフラの更新に支障を来している問題では、民主党が雇用創出面での公共事業の重要性を強調しガソリン増税の検討を求めるのに対し、共和党は増税を拒否してきた。しかし 6 月に入り、上院では環境・公共事業委員会の超党派の議員が、連邦政府に財源の裏付けのない 2750 億ドル (6 年間) の支出を認める法案を提出した。財源捻出は歳入委員会の責務であるとの論理であり、歳入委員会では、法人税の実効税率引下げという両党共通の目標に向けた税収確保 (課税ベース拡大) を巡る意見対立が待ち受ける。

また、共和党側からは、過去に連邦政府が州に配分したインフラ財源のうち不利用の部分为国庫に返納させ、それを財源として国のインフラ投資銀行を設立する提案がなされた。インフラ投資銀行はオバマ政権が 2008 年に提唱していたアイデアだが、連邦政府が 100 億ドルの資本金を拠出する案は到底受け入れられず、本格的に検討されることはなかった。通商とインフラは、任期が残り 17 カ月を切ったオバマ政権の積み残し重要課題に含まれている。特にインフラ問題は、2016 年大統領選挙でも争点化することが予想され、議会での複雑な意見対立もあって議論の行方が注目される。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループ 主任研究員 杉野 綾子)

7. EUウォッチング：エネルギー安全保障強化を目指す G7

2015 年 6 月 7～8 日、ドイツのエルマウで G7 首脳会合が開催された。今回のサミット首脳宣言は、前回の 2014 年ブリュッセル・サミットを踏襲しつつ、気候変動、エネルギー分野について踏み込んだ内容となっている。

気候変動分野では、2015 年 12 月の COP21 で合意を採択するとの強い決意が確認され、温室効果ガスを 2050 年までに 2010 年比 40%～70%削減とする最新の IPCC 提案のうち「上方の削減とする」という目標を UNFCCC の全締約国と共有することが支持された。また、G7 各国の 2020 年以降の削減目標の公表、または原案及び約束草案の提出が歓迎されることなどが宣言に盛り込まれており、COP21 を見据え、各国の積極的なコミットメントを強く求める内容となっている。

エネルギー分野では、エネルギー安全保障のさらなる強化へ向けた取り組みが再確認され、「持続可能なエネルギー安全保障のための G7 ハンブルク・イニシアチブ」を歓迎する旨が指摘された。このハンブルク・イニシアチブは、首脳会合に先立って 5 月に開催された G7 エネルギー担当大臣会合で採択されたものである。

最近のサミットの特徴として、特に 2014 年ブリュッセル・サミット以降「エネルギー安全保障」に重点が置かれる傾向が読み取れる。これは、ウクライナ危機の深刻化とロシア問題が G7 にとって大きな問題として浮上してきたことと密接に関係があるろう。2014 年サミットの前に開催されたエネルギー大臣会合では、「エネルギー安全保障のためのローマ G7 エネルギーイニシアチブ」が採択され、柔軟、透明かつ競争的なエネルギー市場の実現や、エネルギー源、供給源の多様化などが中核的原則として盛り込まれた。今回採択されたハンブルク・イニシアチブでは、ローマ・イニシアチブの原則に基づき、以下の 6 つの具体的な行動がまとめられている。

①ガス市場の強靱性や柔軟性強化に向けた取り組みの促進（緊急時対応、契約条項の調整、ガス貯蔵施設等に関する事項を含む）、②電力分野の供給安全保障と相互依存性に係る脆弱性評価や情報交換の実施、③エネルギー分野におけるサイバーセキュリティの改善に向けた取り組みの実施、④ウクライナのようなエネルギー安全保障が脆弱な国の取り組み支援、⑤G7 各国における主要な省エネルギー施策とその履行に関する分析の進展、⑥クリーンエネルギーの調査・開発・実証に関するベストプラクティスの情報交換。

各国のエネルギー大臣は、2016 年にハンブルク・イニシアチブの進捗について、首脳会合へ報告することが求められている。次回のサミットまでに、COP21 や第 4 回 LNG 産消会議の開催が予定されており、EU が進めるエネルギー同盟も進展がみられると考えられる。次回議長国となる日本としても、気候変動問題への対応やエネルギー安全保障の向上に資する取り組みを実行できるかが大いに注目されよう。

8. 中国ウォッチング：強化されつつある温暖化防止対策

温暖化防止に関する 2020 年以降の枠組み交渉が COP21 に向けて進められつつある中、中国は国際交渉と国内対策の両面で取組みを強化している。

国際交渉の焦点である長期目標は、昨年 11 月、習近平国家主席が米中首脳会談で初めて明らかにした。すなわち、CO₂排出量を 2030 年頃の出来る限り早い時期にピークアウトさせ、一次エネルギー消費に占める非化石エネルギー比率を 2030 年までに 20%前後まで引き上げる、という内容である。本目標を中心とした約束草案 (INDC) は今年 6 月 12 日、李克強首相が招集した「国家気候変動対策・省エネ・汚染物質排出削減工作指導小組」会議で審議され、近く国連に提出される見込みである。解振華・気候変動事務特別代表によると、目標達成には 41 兆元(1 元≒20 円)に上る投資が必要と見込まれる。

主要国・地域との連携も強めている。昨年 11 月に、「米中気候変動に関する共同声明」を発表し、米国と共に初めて長期目標を設定した。マスコミによると、今年 6 月末にブリュッセルで開催される第 17 回中国・EU 首脳会談で、共同声明を発表する予定とされている。途上国協力では、5 月 15 日にインド政府と、同 19 日にブラジル政府と気候変動に関する共同声明を発出した。そこでは、国際交渉においては、特に「共通だが差異のある責任」原則と応分責任原則 (CBDR/RC) を遵守すべきなどの基本方針が再確認され、同時に、各自の INDC の早期提出を約束するものとなっている。更に、上記指導小組会議で、小島嶼国やアフリカ等の最貧国を支援するために、中国が気候変動対策南・南協力基金を創設すると李首相が表明した。

国内取組みをみると、中国は既に 2014 年までに、GDP 当たり CO₂排出量 (排出原単位) を 2005 年比 33.8%削減した。2020 年までに排出原単位を 2005 年比 40～45%削減する自主行動目標を国連に提出済みであるが、何建坤・国家気候変化専門家委員会副主任は 6 月 18 日の清華大とハーバード大との合同シンポジウムで、中国は 45%以上の削減を達成できると明言した。一方、政府は 5 月 19 日に「中国製造 2025」年計画を公表し、工業部門の排出原単位を 2015 年比で 2020 年に 22%減、2025 年に 40%減という目標を発表した。目標実現の重要な手段の一つとして、排出量取引市場の整備も加速されることになった。蘇偉・国際交渉首席代表は 6 月 17 日の「低炭素デー」式典で、現在 7 地域で展開中の域内取引実験を踏まえ、2016 年前後に国内統一の排出量取引市場を開設すると表明した。何れも 2020 年目標の超過達成と排出量の早期ピークアウトを目指す取組みである。

では、中国の CO₂排出量はいつピークアウトするのか。中国能源研究所など 10 数機関が 4 月に公表した「中国 2050 年再エネ高比率シナリオと実現経路に関する研究」では、排出量は基準シナリオで 2030 年に、再エネ高比率シナリオで 2025 年にピークアウトするとした。また、国家気候変動戦略研究・国際協力センターが 5 月に公表した「気候変動と石炭消費総量抑制」に関する研究では、石炭消費量を 2020 年までにピークアウトさせるなどの取組みを通じて、CO₂排出量を 2025 年にピークアウトさせるよう努力すべきと提案している。これらの見通しが本当に実現するのか、大いに注目されることである。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

9. 中東ウォッチング : 成果が上がらない対 ISIS/ISIL 軍事攻撃

イラクとシリアでは「イスラーム国 (ISIS/ISIL)」の激しい反攻が続いており、有志連合軍も攻めあぐねている。他方、ひところの勢力を盛り返したかに見えた ISIS/ISIL も、6 月中旬にはシリア北部で地元クルド勢力 YPG の前に対トルコ国境に近い町タルアブヤドを失うという痛手を被った。米国は、地上戦での連携が不可欠なイラク軍に対するテコ入れ策として、450 名の指導教官の増派を発表した。だが、イラク政府が実戦でシーア派民兵に依存する構造はしばらく続きそうである。

ISIS/ISIL による他国への侵食も続く。イエメンのサナアにおけるシーア派のモスクへの連続爆破テロについて ISIS/ISIL が犯行を認める声明を出した。6 月 26 日にはクウェートとチュニジアで ISIS/ISIL を名乗るテロが発生し、多くの死傷者が発生したが、フランスでの斬首事件との関連性は不明である。一方、「カリフ」の地位をめぐる ISIS/ISIL と対抗関係にあるアフガニスタンのターリバーンは、ISIS/ISIL によるアフガニスタンへの干渉を拒絶しており、過激主義組織同士の内紛も見られる。

トルコ総選挙ではエルドアン大統領の与党 AKP が 13 年ぶりに単独支配を失う傍らで、クルド政党 HDP が躍進を果たした。この数年で権威主義色を強めた大統領への反発の他、外交面では長期化するシリア内戦への関わり方に対する不満が表出したようである。国内での逆風にもかかわらず、トルコは、関係が良好なカタールとの間で締結した防衛協力協定に基づき、3,000 人規模の部隊をカタールに駐留させることを発表した。トルコ軍が湾岸に復帰するのはオスマーン帝国以来、約 100 年ぶりのこととなる。

大詰め of イラン核交渉は、軍事施設に対する査察、並びに制裁緩和の時期などをめぐる争点がいまだに解消されていない。ロウハーニ大統領は、追加議定書に基づく査察の実施を明言したが、6 月末に定められた暫定合意の再延長期間満了までに「包括的合同行動計画」が調印される可能性は低い。難題を前にして一定期間の交渉期限延長が容認される運びである。

機密外交公信の一部が Wikileaks で公表されたことで、対外宣伝工作の様子が暴露されたサウジアラビアは、機先を制して国民に「ニセ情報」への警戒を呼びかけた。飛ぶ鳥を落とす勢いのムハンマド副皇太子兼国防相は、サンクトペテルブルクでプーチン大統領と会談し、石油、宇宙、原子力の分野での協力協定に調印している。

ジュネーブで開催された国連主導によるイエメン和平調停では、ハウシー派の代表がハーディ亡命政権側との直接対話を拒否し、停戦も実現しなかった。大衆扇動による安定棄損の罪でバハレーンのシーア派指導者に懲役 4 年の実刑判決が下された。一方、エジプトではムルシー前大統領に対する死刑判決が確認されている。イラクのターリク・アジーズ元副首相が逝去した。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

10. ロシアウォッチング：ウクライナ危機の混迷と EU の対ロ制裁延長

6 月 18～20 日、プーチン大統領主宰による恒例のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムが開催された。「ウクライナ危機」をめぐる西側諸国の対ロ制裁が続く中、エネルギー業界を含む 450 企業を代表する 800 名以上の外国人ビジネスマンが集まり、代表者のレベルや参加者数は昨年 5 月の同フォーラムのそれを上回った。プーチン大統領は、同フォーラムの席上、ロシアが外国市場で資金調達難に面していることを認める一方、同国経済が 2014 年末時点で懸念されたほど悪化しておらず、すでに安定を取り戻しつつあると従来の強気の姿勢を見せた。しかし実際には、2015 年 1～5 月のロシアの GDP 成長率が前年同期比 -3.2%まで減速しており、本年末にかけて経済情勢はさらに悪化するとの見方が同国内外で強まりつつある。クドリン元財務相は、ロシアが「本格的な経済危機」に陥ったと警鐘を鳴らしている。

2014 年、EU の対ロ輸出・輸入額は各々前年比 13%減、12%減となった。ドイツの有力紙 Die Welt (6 月 19 日付) が報じた調査結果によると、対ロ経済制裁が続けば EU は 1,000 億ユーロ以上の損失を被る可能性がある。だが EU 外相理事会は 6 月 22 日、7 月末に期限の迫った対ロ経済制裁措置を 2016 年 1 月末まで延長することを決定した。同決定には EU 加盟国の全会一致が必要であるが、プーチン大統領はロシアとの二国間経済関係の強化を梃子としてギリシアやキプロス、ハンガリー等、EU の一部の国々に対する「切り崩し」を図ろうとしたものの失敗した格好だ。

6 月に入り、ウクライナ東部地域における同国政府軍と親ロシア派武装勢力との衝突が再び激化する兆候を見せている。武装勢力の拠点の一つであるドネツク州では、本年 2 月の「ミンスク合意」成立後、最大規模の武力衝突が発生した。EU 諸国の一部及び米国では万が一に備え NATO (北大西洋条約機構) 軍の増強を求める声が強まりつつある。他方、プーチン大統領は、2015 年中に核戦力の増強を加速化する方針を表明する等、あくまでも強気の構えだ。

ウクライナをめぐるロシアと欧米の角逐はもはや持久戦の様相を呈している。西側は「ミンスク合意」の完全履行を対ロ経済制裁解除の条件としているが、プーチン大統領はロシアに今できることは何もないとの姿勢を崩さない。そして、国際社会の批判をよそに、親ロ派武装勢力に対する兵員や武器のロシアによる供与を全く認めていない。その一方で、プーチン大統領は 5 月 28 日、「平時に実施された特殊作戦の人的損失に関する情報」を国家機密に指定する大統領令に署名した。その目的については、ウクライナ領内で増加しつつあるロシア兵の戦死者関連情報の漏洩防止であるとの批判がロシア国内でも出ている。

G7 エルマウ・サミットにおいて、日本はクリミア問題を含め、「力を背景とする現状変更」を認めないという前提条件を明確にした上で、ロシアとの対話継続の必要性について、各国首脳と議論を深めた。暗雲の立ち込める「ウクライナ危機」に直面しつつ、国際社会の理解を得る形でロシアとの対話継続を具体的に実現していけるのか、改めて日本外交の手腕が問われている。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループマネージャー 伊藤 庄一)